

## 2022年（令和4年）第8回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）8月16日（火）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）8月16日（火）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）8月31日（水）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定及び意見決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定及び意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 非農地判断について
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員  
2番 上田憲一郎      3番 土屋 智樹      4番 野田 幸男      6番 谷邊 博人  
7番 岡本 卓也      8番 小林 輝仁      10番 安原 理雄      14番 須藤 薫雄  
15番 谷本 耕造  
以上9名
- 8 欠席委員  
1番 佐藤 眞子      5番 寶諸 孝也      9番 石井 洋子      11番 下江 京子  
12番 河村 昇      13番 山本 明  
以上6名
- 9 その他の出席者  
0名

10 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 貴保	事務局次長	瀧川 滋雄
事務局	三好 千鶴	神辺出張所	杉原 信弘
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊

以上6名

11 議事内容  
午前 9時57分

事務局長	ただいまから、2022年（令和4年）第8回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に，総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。
議長	続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行います。 議席番号14番須藤薫雄委員と，議席番号15番谷本耕造職務代理者をお願いします。
議長	議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第8回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書（別冊）の5ページ1番が取下げ。 次に7ページ1番と2番の備考欄に「農振」を追記。 同じく7ページ7番の申請人欄「大村 和宏」を「大村 和弘」に訂正。 次に8ページ8番の利用状況欄「3551番，3554番4については」を「3551番1，3551番4については」に訂正。同じく備考欄の「農振」を「農振（3625，3626を除く）」に訂正。 次に24ページ55番の渡人欄「尾道市高須町588番地3」を本郷町

<p>事務局 続き</p>	<p>2880番地1に訂正。追加・訂正事項等は以上です。 続いてすみません。ここで、事務局長が他の用務のため退席します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 3番 土屋</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、8月24日の午前9時からの現地調査に続き、午前10時50分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員7名中5名の出席により、議案第1号1件、議案第5号8件、合計9件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番について報告します。 1番は大門町野々浜の譲渡人から、沖野上町五丁目の譲受人が経営規模を拡大するため大門町野々浜の畑1筆を譲り受けるものです。 場所は野々浜小学校から北西510mです。 受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、8月25日の午後0時10分から現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中9名の出席により、議案第1号9件、議案第2号2件、議案第3号1件、議案第4号2件、議案第5号17件、合計31件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から10番について報告します。 2番は、郷分町の受人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 3番と4番は関連案件です。 津之郷町の受人が、2人の渡人から3番では申請地を譲り受け、4番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>5番と6番は関連案件です。 赤坂町の受人が、2人の渡人から5番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、6番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。 7番は、赤坂町の受人が、兵庫県姫路市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 8番と9番は関連案件です。 沼隈町の受人が、2人の渡人から8番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、9番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。10番は、南蔵王町の受人が、多治米町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、8月25日の午前12時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名のうち8名の出席により、議案第1号5件、議案第3号2件、議案第4号6件、議案第5号5件、の合計18件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの11番から15番について報告します。 まず11番と12番は関連案件です。 駅家町の借受人または譲渡人は、11番で申請地を使用貸借権により借り受け、12番で所有権移転により譲り受け、下限面積を満たし、水稻を栽培して新規就農するものです。なお、12番の申請地は30ページ8番のとおり、7月29日付けで3条許可の取消しがあったものです。 13番は新市町の譲受人は同町の譲渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培して、経営規模拡大を図るものです。 14番は府中市父石町の譲受人が新市町の譲渡人から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培して、経営規模拡大を図るものです。 15番は駅家町の譲受人は同町の譲渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培して、新規就農するものです。 いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業習得の予定や農作業経験もあり、必要な農機具等も確保済であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4 番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、津之郷町の申請人が、申請地に看板を設置するものです。場所は、津之郷小学校の東、約300メートルです。</p>

<p>委員 4番 野田 続き</p>	<p>2番は、明王台の申請人が、申請地に露天駐車場を整備するものです。場所は、内海支所の南、約1500メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 7番 岡本</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、8月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号6件、合計11件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の3番について報告します。</p> <p>3番は、本郷町の申請人が、申請地を田から畑に改良するための土砂を仮置きするものです。完成まで1年以上かかるということで、一時転用の申請です。すでに着工されていたので、経緯書の提出を受けています。場所は、松永ため池から、南へ約360メートルのところ です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 14番 須藤</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告をします。</p> <p>神辺地区では、8月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第2号1件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」4ページ4番について報告をします。</p> <p>4番は、東中条の申請人が、休耕状態となっている東中条の田1筆1、753㎡に営農型太陽光発電パネルを設置して売電し、営農資金に充てるという計画です。</p> <p>営農型太陽光パネルの下部ではレモン果樹の栽培をする計画で、転用は太陽光発電パネルの支柱部分の合計面積3.61㎡を3年間の一時転用をするものです。</p>

<p>委員 14番 須藤 続き</p>	<p>本案件は、今年4月にパネル下部で水稻栽培をするという申請がされていましたが、取り下げ、計画変更がされて再度申請があったものです。 現地調査の結果、日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の4番は農用地区域内農地の一時転用の案件です。 その他の案件は農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、「4番」は転用目的が営農型太陽光発電施設設置のため常設審議委員会への意見聴取案件です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号の「4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>



議 長	<p>全員挙手により、議案第2号の「4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の2番について報告します。</p> <p>沼隈町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、沼隈体育センターの北西、約800メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7番 岡本	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、3番から6番について報告します。</p> <p>3番から5番は関連案件です。瀬戸町の受人が、本郷町の渡人3人から譲受け、自分が経営する会社向けの貸露天駐車場及び貸露天資材置場を設置するものです。場所は、本郷小学校から、北へ約330メートルのところ です。</p> <p>6番は藤江町の受人が、同町の渡人から譲受け、自分が所有する病院敷地を拡張し、駐車場を設置するものです。場所は藤江小学校から、北西へ約240メートルのところ です。</p> <p>現地調査を行いました が、いずれも、農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊6ページ7番及び8番について報告します。</p> <p>7番は、新市町の譲受人が自宅前の申請地に自己用の倉庫と露天駐車場を整</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>備するものです。</p> <p>申請地には既に倉庫が建築されているため、顛末書の提出を受けています。なお、この申請地は30ページ8番のとおり、7月29日付けで3条許可の取消しがあったものです。</p> <p>場所は常金丸中学校の南1.5キロメートルの所です。</p> <p>8番は、譲受人である駅家町の宗教法人が同町の譲渡人から申請地を譲り受け、檀家が使用する露天駐車場を整備するものです。</p> <p>申請地は既に駐車場として使用しているため、顛末書の提出を受けています。</p> <p>場所は宜山小学校の東700メートルの所です。</p> <p>以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の6番は、昭和58年度から昭和59年度にかけて、藤江地区として団体営ほ場整備推進事業で整備された第1種農地です。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「6番」は第1種農地のため、常設審議委員会への意見聴取案件です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「6番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第3号の「6番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、広島市の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、1797番8については内海支所の南約2キロメートル、7547番1については、内海支所の西、約2.1キロメートルです。</p> <p>2番は、東手城町の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、内海支所の南、約2.2キロメートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 5番 岡本	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の3番から8番について報告します。</p> <p>3番は、本郷町の申請人が、昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、市営天神山住宅から、東へ約230メートルのところです。</p> <p>4番は、本郷町の申請人が、昭和48年頃から住宅敷地として利用していた</p>

<p>委員 5番 岡本 続き</p>	<p>ものです。場所は、内田池から、北へ約35メートルのところでは。 5番と6番は関連案件です。どちらも、昭和44年頃から道路の一部として使用されていたものです。場所は、大谷池から、北へ約270メートルのところでは。 7番は、柳津町の申請人が、平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して山林となったものです。場所は、新屋戸池から、北へ約50メートル、および、南へ約100メートルのところでは。 8番は、金江町の申請人が、昭和26年以前から、昭和45年ごろにかけて、住宅敷地及び倉庫敷地として利用していたものです。場所は、金江小学校の南側近接地、および西へ約310メートルのところでは。 なお、3番から8番までの内、金江町金見字船津3625番と3626番を除く、すべての申請地は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長  委員 10番 安原</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。  それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊8ページ9番から9ページ14番について報告します。  9番の2筆は平成2年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林原野となっております。 場所は有磨小学校の南800メートルから1.5キロメートルの所です。 10番は平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。場所は山野小中学校の南800メートルの所です。 11番は平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は服部大池の北1.5キロメートルの所です。 12番の4筆は谷あいでも連担しており、昭和57年以前から採掘・採石場として使用されていることを大元 教義 委員より証言いただいております。 場所は服部大池の北西1.7キロメートルの所です。 13番は昭和40年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は服部大池の北西2キロメートルの所です。 14番の駅家町大字法成寺2212番3は平成元年頃から、同町同字2498番と2499番1は平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>茂し山林原野となっています。 場所は駅家東小学校の北700メートルの所です。 12番・13番を除く申請地は農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>事務局</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 3番 土屋</p>	<p>議案第5号「非農地判断について」の10頁1番から8番について報告します。 1番～8番は坪生町の5つの字にまたがっていますが、隣接する地域にあります。 農地パトロールで長いもので2013年11月から、短いものでも2018年9月から複数年荒廃区分5と確認しており、山林状態が続いているものです。 山の麓で、不整形地・狭小地・傾斜地が多いため、耕作困難だったと考えられます。 場所は坪生小学校から南東810～910mの位置になります。</p>

<p>委員 3番 土屋</p>	<p>いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第5号「非農地判断について」の9番から25番について報告します。 内海町において、平成25年または平成26年から、農地パトロールで荒廃区分が「5」と判断されている山際の農地で、山林となっております。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第5号「非農地判断について」の別冊12ページ26番から30番について報告します。 26番から30番は農地パトロールで複数年荒廃区分5と確認しており、山林状態が続いているものです。 谷あい・湿田・階段状の不整形地のため、耕作困難だったと考えられます。 場所は有磨小学校の西400メートルの所です。 いずれも農地性はなく復元も困難であるため、非農地判断は妥当としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地判断は、農地パトロールで確認した復元が困難な農地や復元しても農地としての継続利用が見込まれない農地について、農業委員会が非農地と判断するもので、農地台帳から削除することとなります。 非農地と判断した土地については、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関にその旨を通知することとなります。 以上です。</p>

議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。
議長	議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。
議長	次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の13ページから15ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、8件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、16ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、17ページから24ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条58件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用進入路であることを確認しました。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>次に、26ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、27ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が2件ありました。</p> <p>次に、28ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部及び広島法務局福山支局から1件ずつ照会があり、前者は農地性があり、後者は農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、29ページと30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、8件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第8回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は9月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時33分閉会